

# 介護老人保健施設 成寿苑

通所リハビリテーション ・ 介護予防通所リハビリテーション

## 重要事項説明書

### 1 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、又、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

### 2 施設の概要

施設名称等	社会福祉法人 成寿会 介護老人保健施設 成寿苑
所在地	秋田県大館市釈迦内字狼穴79番地
電話番号	0186-48-3336 (直通) 0186-48-4975 (代表)
開設年月日	平成17年 4月 1日
管理者名	塚本文仁
指定事業所番号	0550480032
サービス提供地域	大館市

### 3 施設の職員体制

	人員数	業務内容
医師 (兼務)	1人	利用者の病状を把握し、医学サービスの管理、提供を行います。
医師 (非常勤)	2人	
看護職員 (常勤)	0人	医師の指示のもとに、健康管理・医療補助・療養上のお世話を行います。
看護職員 (非常勤)	1人	
介護職員 (常勤)	12人	利用者の生活全般にわたる介護を行います。
介護職員 (非常勤)	3人	
支援相談員	0人	生活相談やご家族の各種相談に応じます。サービス計画の作成を行います。
理学療法士	4人	心身の諸機能の維持回復を図り、必要なりハビリテーションを計画的に行います。
作業療法士	4人	
言語聴覚士	1人	
歯科衛生士	0人	歯科予防処置、歯科保健指導等を行います。
按摩マッサージ指圧師	0人	利用者の身体状況にあわせて、按摩・マッサージ・指圧等を行います。

※ 兼務あり

#### 4 通所定員等

- ① 午前9時30分～午後4時 25名
  - ② 午前9時30分～午後1時 3名
- 通所定員 合計 28名

#### 5 営業日及び営業時間

営 業 日	日曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※年末年始を除く
-------	--

#### 6 サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② サービス提供時間
  - (1) 午前 9時30分 ～ 午後 4時00分
  - (2) 午前 9時30分 ～ 午後 1時00分
- ③ 食事 昼食 午後12時00分 ～ 午後12時45分
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ その他

\* これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

#### 7 利用料金

##### (1) 基本利用料

- ①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

##### ◎通所リハビリテーション

	利用者負担額	
	6時間以上8時間未満	3時間以上4時間未満
要 介 護 1	726円	444円
要 介 護 2	875円	520円
要 介 護 3	1,022円	596円
要 介 護 4	1,173円	673円
要 介 護 5	1,321円	749円

- 入浴介助加算 50円/日  
 （厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、秋田県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合）
- リハビリテーションマネジメント加算
  - イ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）  
230円/月
  - ロ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合

1, 020円/月

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合

700円/月

□ 短期集中リハビリテーション実施加算 110円/日

(退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定できる)

(リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。)

(認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。)

□ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合(1週2日を限度)

240円/日

(リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。)

ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合

1, 920円/月

(1月に4回以上リハビリテーションを実施した場合に算定できる)

(リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。)

□ 生活行為向上リハビリテーション実施加算

イ リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合

2, 000円/月

ロ 当該日の属する月から起算してから3月を超え、6月以内の場合

1, 000円/月

□ 若年性認知症利用者受入加算 60円/日

□ 口腔機能向上加算(月2回を限度) 150円/回

□ 重度療養管理加算 100円/日

□ 送迎未実施減算(片道につき) △47円/回

□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18円/日

□ 介護職員処遇改善加算

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の3.4%

※尚、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

◎介護予防通所リハビリテーション（1月あたりの自己負担分です。）

	利用者負担額
要 支 援 1	1, 8 1 2 円
要 支 援 2	3, 7 1 5 円

- 運動機能向上加算 2 2 5 円／月
- 口腔機能向上加算 1 5 0 円／月
- サービス提供体制強化加算
  - 要支援 1 7 2 円／月
  - 要支援 2 1 4 4 円／月
- 選択的複数実施加算（I） 4 8 0 円／月
- 介護職員処遇改善加算

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 3. 4 %

※上記料金は、1割負担の場合です。2割負担の場合は、上記料金の2倍の料金となります。

(2) その他の料金（介護保険給付外サービス）

法定外料金（1日当たり）

■食費 昼食 5 0 0 円

※衛生管理上、弁当の持ち込みは一切お断りさせていただきます。

■おやつ代 1 0 0 円

当施設のおやつを提供を・・・希望します ・ 希望しません

※ご希望される方につきましては、利用料請求書にて月単位での請求とさせていただきます。また、利用者様の健康状態やご家族様の希望でおやつを提供を中止したい場合は、ご要望に応じます。

■その他

日常生活に必要な物品につきましては、ご利用者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※上記利用料金については、通所リハビリテーション利用決定事前説明時に利用者及び扶養者に、説明了解のうえ、ご請求いたします。

8 お支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、翌月の期日までにお支払いいただきます。お支払い方法は、原則として口座振込みか口座引き落としとさせていただきます。尚、その他お支払い方法につきましてはご相談に応じます。

又、当施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、提供した介護保険施設のサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行いたします。

9 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力いただいています。

・協力医療機関

名 称	大館市立総合病院
住 所	秋田県大館市豊町 3 - 1
名 称	独立行政法人労働者健康福祉機構 秋田労災病院
住 所	大館市軽井沢字下岱 3 0

名 称 大館市立扇田病院  
 住 所 大館市比内町扇田字本道端 7 番地 1  
 名 称 神成歯科医院  
 住 所 大館市馬喰町 2 5

10 サービスの相談窓口、及び苦情・事故受付窓口

①サービスのご利用に関わる相談、苦情、要望の受付、要望の発生等の際の受付窓口は以下通りです。

・ナースステーション

電 話 番 号	0 1 8 6 - 4 8 - 3 3 3 6
受 付 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
備 考	ナースステーション前にご意見箱を設置

・上記を管轄する事業者

事 業 者	社会福祉法人 成寿会
電 話 番 号	0 1 8 6 - 4 8 - 4 9 7 5
営 業 日	土・日・国民の祝祭日・年末年始を除く毎日
受 付 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
備 考	事務所前にご意見箱を設置

②その他の相談・苦情受付

その他、以下の市町村等の苦情相談窓口相談することもできます。

・市町村の相談・苦情受付窓口

市 町 村 名	大館市
電 話 番 号	0 1 8 6 - 4 2 - 8 5 3 2
担 当 部 署	介護保険係
備 考	

・国民健康保険連合会の相談・苦情受付窓口

国保連合会	国民健康保険団体連合会
電 話 番 号	0 1 8 - 8 8 3 - 1 5 5 0
担 当 部 署	苦情受付窓口
備 考	

③苦情・事故の対応時の基本手順

社会福祉法人成寿会は以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- I. 苦情・事故の受付
- II. 苦情・事故内容の確認
- III. 苦情・事故解決責任者等への報告
- IV. 苦情・事故解決に向けた対応に関する、お客様への事前説明・同意
- V. 苦情・事故解決に向けた対応の実施
- VI. 再発防止又は改善の処置
- VII. 苦情・事故解決結果のお客様への説明・同意
- VIII. 苦情・事故解決責任者等への最終報告

苦情・事故窓口担当者  斉藤 隆広 (通所リハビリ部長)

苦情・事故解決担当者  田 崎 悟 (事務長)

## 11 緊急時の連絡先

主治医・ご家族等緊急時の連絡先は、予め通所リハビリテーション開始時に確認させていただきます。サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、下記の連絡先へ連絡いたします。

### ・ご家族様

お 名 前	
電 話 番 号	
備 考	

### ・主治医

医 療 機 関	
主 治 医 名	
電 話 番 号	
備 考	

## 12 賠償責任について

- ① 介護老人保健施設は、通所リハビリテーション提供に伴って、当施設の責めに帰すべき事由により、お客様又は、そのご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
- ② 利用者及び扶養者の介護者は、利用者又はその扶養者等の介護者の責めに帰すべき事由により、通所リハビリテーション従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

## 13 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、介護老人保健施設の通所リハビリテーション料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

## 14 守秘義務

- (1) 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはそのご家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から、予め同意を得ておきます。
- ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
  - ②介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- (2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

## 附則

この重要事項説明書は、平成17年 4月 1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成17年10月 1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成18年 4月 1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成18年10月 1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成20年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成20年 6月23日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成21年 4月 6日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成21年10月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成22年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成22年 7月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成23年 4月16日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成23年11月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成23年11月28日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成24年 2月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成24年 6月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成25年 1月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成25年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成25年 8月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成26年10月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成27年 2月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成28年 5月 1日から施行する。

介護老人保健施設 成寿苑は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を行いました

平成 年 月 日

事業者（事業所） 介護老人保健施設 成寿苑  
（所在地） 秋田県大館市釈迦内字狼穴79番地  
（施設長） 塚 本 文 仁

（説明者） \_\_\_\_\_ 印

私は、介護老人保健施設 成寿苑との契約締結にあたり、本書面に基づいて、職員（説明者）から上記重要事項の説明を受け同意したことを確認します。

平成 年 月 日

お 客 様 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

ご 家 族 様 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印